



セカンドオピニオン

株式会社山口フィナンシャルグループ

2025 年 3 月 31 日

「グリーンローン」「サステナビリティ・リンク・ローン」フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は、山口フィナンシャルグループが 2025 年 3 月に策定した「グリーンローン」「サステナビリティ・リンク・ローン」フレームワークが、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは、山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行共通のフレームワークとして山口フィナンシャルグループが策定した。各銀行自身の資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

グリーンローン原則(2023、LMA 等)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)
サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

■オピニオンの構成

- 山口フィナンシャルグループの概要
- 「グリーンローン」「サステナビリティ・リンク・ローン」推進に係る山口フィナンシャルグループのサステナビリティ方針
- グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について
 - 調達資金の使途
 - 評価と選定のプロセス
 - 調達資金の管理
 - レポーティング
- サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について
 - KPI の選定
 - SPTs の設定
 - ローンの特性
 - レポーティング
 - 検証

1. 山口フィナンシャルグループの概要

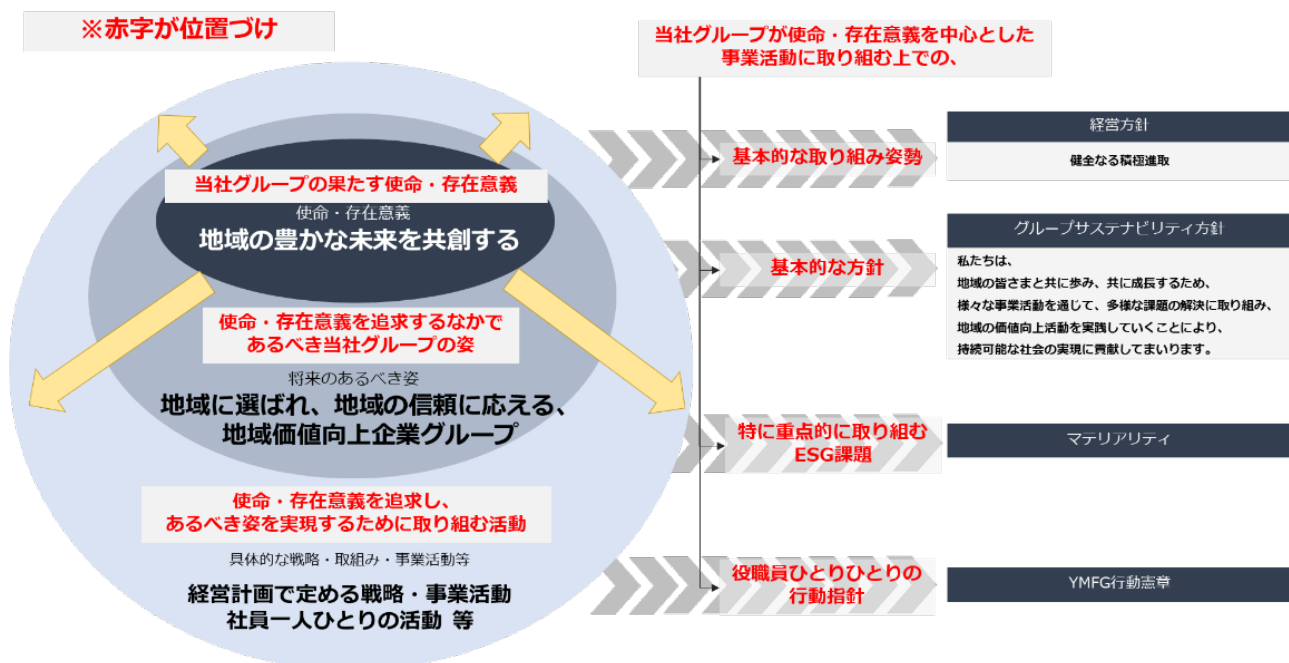
山口フィナンシャルグループ(以下山口 FG)は山口銀行を中核にもみじ銀行、北九州銀行などで構成する地域金融グループの持株会社。銀行の他に証券やリースといった金融事業、地域に関する課題研究・コンサルティングやDXコンサルティング、有料職業紹介事業を子会社で展開する。傘下銀行の主要営業地盤である山口県・広島県・福岡県北九州市の経済規模は全国シェアで 4%程度と大きい。山口県における市場地位は非常に高く、広島県でのシェアは 2 番手にある。福岡県でのシェアは僅少であるものの、北九州市を中心に業容を拡大している。持株会社に経営企画・管理機能を集約して効率性を追求しつつ、傘下銀行が地域特性に応じた営業戦略を展開することで、各地域における市場地位の維持・向上を図っている。

営業エリアにおける地元経済は、人口減少や少子高齢化、事業の後継者不足、地域産業の衰退等の問題を抱え、地域の企業・産業の活性化や雇用の確保など、地域社会・地域経済の持続性向上が課題となっている。また、産業部門の中でも CO₂ 排出量の多い鉄鋼・化学など素材産業や、輸送機械の加工・組立など製造業が主要産業であり、国や海外の規制動向および地域企業のカーボンニュートラルへの取り組み動向に大きく影響を受ける。山口 FG はこれらの課題に対し、企業の持続可能性を支援して事業基盤を強化することで、地域雇用の維持・創出に繋げ、経済活動の基盤整備を図る。

2. 「サステナブルローンフレームワーク」推進に係る山口フィナンシャルグループのサステナビリティ方針

山口 FG は「地域の豊かな未来を共創する」を使命・存在意義に掲げ、将来のあるべき姿として「地域に選ばれ、地域の信頼に応える、地域価値向上企業グループ」を目指している。グループサステナビリティ方針を策定し、当方針に基づく事業活動を通じて、地域の発展と未来づくりに邁進している。特に重点的に取り組む ESG 課題として「マテリアリティ」を特定し、事業活動を通して 12 項目のマテリアリティの解決に積極的に取り組んでいる。

■「使命・存在意義」等の全体像・位置付けイメージ図



■マテリアリティ

 地域社会・ 経済活性化への 取り組み	①人口減少・少子高齢化への対応 ②地域におけるイノベーション創出、 地域産業の成長サポート ③地域コミュニティとの連携強化 ④商品・サービスの安全性と品質向上	 環境保全への 取り組み	⑤省資源・省/創エネルギーへの対応 ⑥大気汚染・気候変動への対応 ⑦環境に配慮した商品・サービス開発
 役職員全員の 働きがいへの 取り組み	⑧人材育成・研修機会の創出 ⑨安心・安全な労働環境作り ⑩多様な人材の活躍 (ダイバーシティ&インクルージョン)	 強固な 経営基盤づくり への取り組み	⑪ガバナンス体制・内部統制の強化 ⑫経営の透明性向上と説明責任

[出所:山口 FG]

山口 FG は地域金融機関が地域のカーボンニュートラル実現、地方創生、地域経済活性化などの実現に向けた果たすべき役割・期待が増大しているとの認識のもと、特に SDGs/ESG について、地域の持続可能性向上に向けたコンサルティング、環境・社会に配慮したサステナブルファイナンスの強化を図る。「グリーンローン」及び「サステナビリティ・リンク・ローン」は、営業エリアにおける中堅・中小企業の中長期的な経営目標の実現に向けた金融支援の一つとしている。サステナブルファイナンスの実施を通じて、多様な課題の解決に取り組み、地域の価値向上を実践していくことにより、持続可能な社会の実現に貢献していくことを企図している。特に地域経済活性化、環境課題は全ての企業の共通テーマであり、本フレームワークはマテリアリティの「地域社会・経済活性化への取り組み」「環境保全への取り組み」への対応となる。

3. グリーンローン原則、グリーンローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークの「グリーンローン」は、グリーンローンを構成する4つの要素（調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）について、対応するグリーンローン原則（以下、GLP）、グリーンローンガイドライン（以下、GL ガイドライン）が求める事項を満たす内容で設計されている。

（1）調達資金の使途

- ① グリーンローンは、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

山口 FG は、本フレームワークで対象とする融資の資金使途について、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金としている。

資金使途は GLP に示される以下のカテゴリーを対象とする。その他の資金使途の場合は、GLP に示されるカテゴリーや GL ガイドラインに示される資金使途の例を参考に、環境改善効果を見込めると山口 FG が判断した事業やプロジェクトに関しては各行内で個別に協議したうえで案件として採り上げる。

- ・再生可能エネルギーに関する事業
- ・省エネルギーに関する事業

山口 FG の山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行（以下、各銀行）において、営業店及び信用力審査担当とは異なる各銀行の事業性評価部ソリューション推進グループが、プロジェクトがもたらす環境改善効果を確認し、プロジェクトの適格性を判断する。山口 FG 営業戦略部は、各銀行が同一の基準で判断できるよう必要に応じて個別案件の判断をサポートする。資金使途の妥当性についてなど、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

各銀行は、プロジェクトによる環境改善効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は3年以内を目安とし、対象資産の残存耐用年数などを参考にして、リファイナンス後の環境改善効果の持続性を確認する。リファイナンス時点以降の環境改善についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。複数トランシェは設定されない。

（2）評価と選定のプロセス

- ① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

各銀行は、グリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標や持続可能な社会の実現に向けた戦略、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断したプロセスを借入人に確認する。また各銀行は、プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会面のリスクを特定・管理・緩和するためのプロセスを借入人に確認する。

（3）調達資金の管理

- ① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

融資金は、融資を実行した銀行の借入人口座に入金される。融資金の全額がグリーンプロジェクトに充当されるまで、請求書等のエビデンスや支払先情報を取得し管理する。未充当資金が一時的に生じる場合には、各銀行の口座において預金として運用される。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時にプロジェクト概要、プロジェクトに充当した金額、見込まれる環境改善効果に関して各銀行のウェブサイト公表する。資金の充当完了まで、年1回、プロジェクトの概要、プロジェクトに充当した金額、未充当金額及び充当予定時期、プロジェクト実施による環境改善効果について借入人のウェブサイト等で一般に開示する。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

グリーンローンとしての適切性を判断する各銀行の事業性評価部ソリューション推進グループが環境改善の効果に係る定量的な指標及び算定方法を確認する。

4. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン（以下、SLL）を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証）について、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」（以下、SLL 原則）、「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」（以下、SLL ガイドライン）が求める事項を満たし、SLL を通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

（1）KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は、“The Illustrative KPIs Registry”（以下「レジストリ」）¹において Core KPI に位置付けられる指標から借入人がマテリアルなものを選定する。

（例 i）温室効果ガス排出量（全業種）

（例 ii）販売住戸に占める ZEH 基準の水準の省エネルギー性能を持つ住戸（売上または件数）の比率（住宅販売専業）

温室効果ガス排出量を KPI とする際、レジストリで「温室効果ガスの排出量（Scope1、2）」が Core KPI になり得ると示されている業種（航空会社、建設資材・セメント、海運、公共交通、鉄道輸送等）の借入人は、Scope1+2 の排出量を KPI とすることを検討する。その他の業種の借入人は Scope3 の排出量も別途 KPI とすることを検討する。検討に際して、各銀行は借入人の業種や規模を確認し、中小企業版 SBT の対象基準を参考として、Scope1+2 のみを KPI とすることを認める場合がある。その場合は、Scope3 の算定・削減の意思を借入人に対して確認する。

② KPI の重要性

レジストリを参照し、業種ごとに ICMA が推奨する指標を用いることで KPI の重要性が担保される。

（例 i）レジストリにおいて「温室効果ガスの排出量」は全てのセクターの企業で KPI になり得るとされている。脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業、社会のサステナビリティに関係する。

（例 ii）レジストリにおいて「EU タクソノミー²に適合した収益の割合（%）」は全てのセクターの企業で KPI になり得るとされている。日本の第 6 次エネルギー基本計画において「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」との目標が示されている。日本の住宅販売を専業とする企業において、政府が求める高い省エネ性能を満たす住宅を供給する割合を高めることは重要性が高い。

③ KPI の重要性を判断する社内プロセス

各銀行は、KPI が借入人のビジネス全体と関連性があり、中核的かつ融資先の現在及び将来的なビジネスにおいて戦略的に非常に重要であることを確認する。営業店及び信用力審査担当とは異なる各銀行の事業性評価部ソリューション推進グループが判断する。山口 FG 営業戦略部は、各銀行が同一の基準で判断できるよう必要に応じて個別案件の判断をサポートする。レジストリに挙げられている指標以外の指標を検討する場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義がある KPI を借入人が選定する体制が整っている。

¹ ICMA（国際資本市場協会）が作成。セクターごとやテーマごとに、ICMA のサステナビリティ・リンク・ボンド・ワーキンググループが推奨する KPI の具体例やベンチマークを示したリスト。

² EU 域内において「環境に配慮した持続可能な経済活動」を定義した分類

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は、選定した KPI に対応して、借入人の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、融資期間にわたり数値化された年次目標を借入人が設定する。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 借り手自身の最低でも過去 3 年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択した KPI(s)に関する測定実績

過去のパフォーマンスから、SPTs が Business as Usual(成り行きの場合)シナリオを超える目標設定といえるか確認する。

B) 同業他社と比較した場合における SPTs の相対的位置付け、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け

借入人が属する業種において、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社における SPTs の相対的位置づけ、もしくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置づけを確認する。

C) 科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術や ESG テーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

(例 i) 温室効果ガス排出量を KPI とする際、Scope1+2 については、借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国内である場合は、日本の地球温暖化対策計画と比較する。借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国外である場合は、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。Scope3 については、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。

(例 ii) ZEH 比率を KPI とする際、第 6 次エネルギー基本計画において示された「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」に沿い、2030 年以降に 100%という目標と比較する。

③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

SPTs は、借入人と各銀行の営業部店がディスカッションし、借入人の属する業界や事業内容等を考慮しながら検討する。SPTs の妥当性は、営業店及び信用力審査担当とは異なる各銀行の事業性評価部ソリューション推進グループが判断する。山口 FG 営業戦略部は、各銀行が同一の基準で判断できるよう必要に応じて個別案件の判断をサポートする。KPI に関する国・地域・国際的な公式目標がない場合、同業他社比較が難しい場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を借入人が設定する体制が整っている。

(3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する契約書類に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行時に締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を各銀行に報告する。報告にあたっては、SPTs の達成状況について確認可能なエビデンス資料を提出する。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することで、透明性を確保する。

(5) 検証

借入人は、毎年のレポーティン

グ報告時に SPTs 達成状況について、外部のワイエムコンサルティング株式会社による検証を受ける。検証の結果は、SPTs の達成状況について確認可能な資料と共に各銀行の事業性評価部ソリューション推進グループに提出される。各銀行は検証結果を確認し、金利変更の有無を判断する。検証結果に基づき金利優遇がある場合、営業店を通じて借入人に通知する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。